

2009年12月1日

Zenken通信 (vol. 65)

▽ 今回のお届け情報

Title: 新潟県「最低制限価格等を90%以上に引き上げ」

Outline

添付資料P1~4

○新潟県は、厳しい経営環境下にある県内建設業の経営維持等を目的として、平成21年4月に最低制限価格制度等を改正したが、更なる対策が必要と判断し、最低制限価格等の設定範囲を予定価格の90%以上に見直すこととした。
(平成22年1月から適用)

【改正内容】

最低制限価格等の設定範囲の下限値の引き上げ

85%~90% ⇒ 90%以上

※算定式は現行どおり

担 当 : 事業企画課 林

新潟県

最低制限、調査基準90%以上

受注改善、経営安定化急ぐ

新潟県土木部は、最低制限価格と調査基準価格を引き上げることを決めた。工事、建設

コンサルタント等委託業務、維持管理委託業務で予定価格の90%以上に範囲を改定する。建設投資で減少が見込まれ、企業間競争も激化する厳しい環境の中で、受注環境の

改善などで建設業を支えざるのが狙い。2010年1月から、土木部のほか、農林水産部、農地部、交通政策局で実施していく。

改定は、4月に続き今年度2度目。今回の改定では、建設投資の減少で県内企業の収益率も07年度からマイナスに転じ、現在でも悲観的な予測が多いことも受け、受注環境の改善や県内建設業の経営安定化などを支える取り組みとする考えだ。制度の改定は、05年ごろからダンピングによる低価格入札が頻発したこと

もあり、07年度から毎年4月に入札制度を改定している。

今回は、これまでと算定式は変えず、基準とする範囲を引き上げる。現行の最低制限価格は、建設工事（予定価格4億円未満）が85～90%、建設コンサルタント等委託業務が80～90%、維持管理委託業務で未設定としていた。

予定価格4億円以上の工事における調査基準価格も、算定式を変えずに予定価格の90%以上へと引き上げる。数値的失格基準は、現行どおりとする。

建設工事・委託業務に係る最低制限価格の引き上げ等について

平成21年11月25日

平成22年1月5日から指名通知（通常型指名競争入札）又は公告（その他の入札方式）を行う入札から、次のとおり実施します。

●最低制限価格等の引き上げ・新設

依然として厳しい経営環境にある建設業を下支えする取組を一層進めるため、次のとおり、最低制限価格等を引き上げる（除草・伐木等維持管理委託業務においては新設）（公共4部局（土木部、農林水産部、農地部、交通政策局）で実施）

【最低制限価格】

	現 行	引き上げ後
工 事 (予定価格4億円未満)	予定価格の 85～90%	予定価格の 90%以上 ※算定式は現行どおり
建設コンサルタント等 委託業務	予定価格の 80～90%	
除草・伐木等 維持管理委託業務	(制度なし)	

【低入札調査基準価格（予定価格4億円以上の工事で適用）】

上表と同様に引き上げる。

・失格基準については現行どおりとする。

●最低制限価格等の端数処理見直しの試行【土木部・交通政策局】

最低制限価格等の端数処理を現行よりも大括りにし、少額かつ軽微な積算誤りによる落札者の入れ替わりや僅差での無効札を一定程度解消する。

【対 象】建設工事、建設コンサルタント等委託業務及び除草・伐木等維持管理委託業務

【適用所属】土木部及び交通政策局の関係各課、地域振興局における土木部及び交通政策局の関係部所（漁港関係含む）、土木部関係地域機関

予定価格（税込み）	現 行	試 行
1,000万円未満	予定価格の金額に 関わらず、最低制限 価格の算定式に沿っ た計算結果に対し、 千円未満切り上げ	算定結果の1万円未満を切り上げ 例) 3,456,700円→ 3,460,000円
1,000万円以上		算定結果の10万円未満を切り上げ 例) 34,567,000円→ 34,600,000円

※税込み及び税抜きの各段階で端数処理を行う（現行どおり）。

建設工事・委託業務における最低制限価格等について

1 建設工事等の最低制限価格（低入札調査基準価格）

- $(\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費相当額} \times 8/10 + \text{一般管理費等} \times 3/10) \times 1.05 = \text{最低制限（低入札調査基準）価格（千円未満切り上げ）}$
- ただし、予定価格 $\times 9/10$ に満たない場合は予定価格 $\times 9/10$ とする。（千円未満切り上げ）。
- 特別なもの（設備工事関係の一部等）については、予定価格 $\times 9/10$ 以上で、個別に定める。

※なお、入札書（税抜き）と比較する際に使用する最低制限価格（調査基準価格）は、以下のとおりとなります。

$$\begin{aligned} & \text{最低制限（低入札調査基準）価格（端数処理後）} \times 100/105 \\ & = \text{入札書比較制限（低入札調査基準）価格（千円未満切り上げ）} \end{aligned}$$

○低入札数値的失格基準

低入札調査の際、次の項目に1つ以上該当した場合は、失格とする。

- ① 設計額における直接工事費の90%未満
- ② 〃 共通仮設費の90%未満
- ③ 〃 現場管理費相当額の70%未満
- ④ 〃 一般管理費等の20%未満
- ⑤ 共通仮設費の各項目が適切に計上されていないこと。

2 建設コンサルタント等業務（建設工事に係る測量、調査、設計等）の最低制限価格

- $(\text{直接経費（注①）} + \text{諸経費} \times 7/10 \text{（注②）}) \times 1.05 = \text{最低制限価格（千円未満切り上げ）}$
- ただし、予定価格 $\times 9/10$ に満たない場合は予定価格 $\times 9/10$ とする。（千円未満切り上げ）。
- 特別なもの（通常の諸経費体系によらない見積り等での積算）については、予定価格 $\times 9/10$ 以上で、個別に定める。

※入札書（税抜き）との比較の際に使用する最低制限価格

$$\begin{aligned} & \text{最低制限価格（端数処理後）} \times 100/105 \\ & = \text{入札書比較制限価格（千円未満切り上げ）} \end{aligned}$$

※注①、注②については下表を参照

	直接費（注①）	諸経費等（注②）
測量業務	直接測量費	諸経費
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費	諸経費
設計業務	直接業務費	諸経費＋技術経費
物件調査業務	直接業務費	諸経費

3 維持管理系業務委託（※）の最低制限価格【新設】

※公共土木施設等の維持管理に関する業務委託（主に建設業者に発注する業務を想定）

主な対象業務：伐木、除草、街路樹等の剪定、設備の保守点検、道路等パトロール、ガードケーブル設置撤去、スノーポール設置撤去等

○前記1の建設工事の算定式と同じ

4 端数処理について

土木部及び交通政策局の関係各課、地域振興局における土木部及び交通政策局の関係部所、土木部関係地域機関（漁港関係含む）において、前記1～3に関わらず、次のとおり試行する。

【対象】 建設工事、建設コンサルタント等委託業務及び公共土木施設等の維持管理委託業務

予定価格(税込み)	端数処理の方法
1,000万円未満	算定結果の <u>1万円未満を切り上げ</u> 例) 3,456,700円→3,460,000円
1,000万円以上	算定結果の <u>10万円未満を切り上げ</u> 例) 34,567,000円→34,600,000円

※端数処理は、税込み及び税抜きの各段階で行います（現行どおり）。

①上記1～3の算定式による計算結果に上記の端数処理を行って「最低制限（低入札調査基準）価格（税込み）・・・(a)」を算出します。

②入札書（税抜き）との比較の際に使用する「入札書比較最低制限（調査基準）価格」は、「(a)×100/105」に上記の端数処理を行って算出します。

※上記1～3の端数処理（千円未満切り上げ）は、ここでは適用しません。